

富津市みらい構想会議設置要綱

令和3年3月25日告示第52号

(設置)

第1条 富津市みらい構想条例（令和3年富津市条例第1号）第2条に規定するみらい構想の策定等において、市長が市民等に意見又は助言を求めるため、富津市みらい構想会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見等を求める事項)

第2条 市長が会議において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) みらい構想の策定に関する事項
- (2) みらい構想の変更に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合的かつ計画的なまちづくりの推進に必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市の現状と将来に識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。